

京田辺市教育大綱

～未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり～

平成 2 8 年 3 月

京 田 辺 市

◇基本理念

未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

心豊かに明日を拓く学びあい

京田辺市の教育は、活力とうるおいのある未来をつくるため、確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の形成を目指します。

◇大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律162号）（以下、「法」という）が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。

同法第1条の3第1項の規定により、市長は、教育基本法（昭和22年法律25号）第17条第1項に規定する基本的な方針（国の教育振興基本計画）と京都府教育振興プランを参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものです。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、法第1条の4第1項に定める「総合教育会議」において、市長と教育委員会とが協議・調整したうえで策定するものです。

◇大綱が対象とする期間

平成27年度～平成30年度

一人一人が輝く京田辺っ子の育成

質の高い学力をはぐくみ個性や能力の伸長を図る教育の推進

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

社会の変化に対応する教育の推進

教職員の資質能力と学校の教育力の向上

心豊かに明日を拓く学びあい

生涯学習社会の実現

人権教育の推進

家庭・地域社会の教育力の向上

文化・スポーツの振興

◇基本方針（基本目標）

§ 一人一人が輝く京田辺っ子の育成

質の高い学力をはぐくみ 個性や能力の伸長を図る教育の推進

1. 学習指導

個に応じた指導を積極的に進めることにより基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、学習意欲の向上や言語活動の充実を基盤として、学力の充実・向上を目指す取り組みを組織的に進める。

2. 進路指導

進路指導を人間としての在り方生き方にかかわる指導ととらえ、学ぶこと働くことの喜びと大切さを体得させ、将来への目的と展望をもって、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。

3. 特別支援教育

発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒が、心豊かでたくましく生きる力を培い、自立し社会参加する資質や能力を育てるための、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育に努める。

また、すべての幼児児童生徒に、障がいのある人への正しい理解と認識を育てるための計画的な指導に努める。

4. 就学前教育

幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、幼児の自発的な活動である遊びを中心とした総合的な指導を通して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1. 道徳教育

生命の尊重や他人を思いやる心など豊かな心の育成のため、幼児児童生徒の実態に即し、教育活動全体を通じて道徳性を養うための指導を推進する。特に、道徳の時間の指導を充実させ、各学級で道徳的実践力の育成に努める。

2. 人権教育

学校教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、基本的人権や同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培う。

3. 生徒指導

人間の尊厳という観点に立ち、幼児児童生徒の内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに望ましい集団活動を通して、人間としてよりよい生き方を目指し、実践していく力を育てる。あわせて、校内指導体制を有効に機能させ、校種間・学校間、および関係機関との連携を進め、組織的・計画的な指導を推進する。

たくましく健やかな体をはぐくみ、いのちを守る教育の推進

1. 健康安全教育

自他の生命の尊さを自覚し、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を営み、危機対応能力を身に付けた幼児児童生徒を育成するため、家庭や地域社会、関係機関との連携を強化し、健康安全教育を組織的・計画的に推進する。

社会の変化に対応する教育の推進

1. 国際理解教育

国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を目指し、我が国の文化や伝統を尊重するとともに、異文化を理解し尊重する態度や共に生きていく資質や能力を育てる。

2. 環境教育

身近な自然や社会の事象に関心を持ち、人々のくらしと環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする生活のしかたや実践的態度や能力を育てる。

3. 情報教育

児童生徒の発達段階に応じ、情報活用能力の育成に関する指導を行い、授業におけるICT機器等の活用など学校における教育の情報化を通じて総合的・計画的に推進する。

教職員の資質能力と学校の教育力の向上

1. 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員としての使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を遵守するとともに、教職に対する愛着と誇りをもち、豊かな人間性、広い社会性及び高い専門性を基盤とした実践的指導力の向上に努める。

2. 教職員研修

教職員は、職務の遂行に当たって、教育目標の具現化のために、^{けんさん}不断の研鑽によって自己の陶冶^{とうや}を図るとともに、主体的・組織的な研修を通し、指導力の向上に努め、学校教育への期待に応えるよう努める。

3. 学校の教育力の向上

学校教育全般にわたって創意ある教育活動を展開し、児童生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会から信頼される学校を目指し、教職員は、自己の資質・能力の向上に努めるとともに、家庭や地域社会とつながり、学校の教育力の向上を図る取り組みを推進する。

4. 安心・安全な教育環境の整備

学校園内外における安全の確保、経済面をはじめとする様々な課題を抱える子どもたちへの支援など、ソフト面・ハード面ともに教育環境の整備を推進し、子どもが安心・安全な環境で学ぶことができ、充実した生活がおくれる教育環境の整備・充実に努める。

§ 心豊かに明日を拓く学びあい

生涯学習社会の実現

1. 生涯学習の推進

生涯学習推進基本計画に基づいて、「いつでも、どこでも、だれでも、なんどでも、たのしく」学べる学習環境の総合的な整備・充実を図り、生涯学習社会の実現に努める。

2. 現代的課題などに関する学習活動の推進

国際理解、環境問題、健康福祉、危機管理、情報モラルなどの現代的課題に関する学習活動を充実させる。

3. 社会教育関係団体などとの連携と協力

社会教育関係団体は、市民の生涯学習の充実や地域社会の形成を図る上で重要な役割を担っている。そのため、団体の自主性を尊重しつつ、主体的な活動ができるように育成と支援に努め、連携・協力を図る。

4. 社会教育施設・設備の総合的な活用

生涯学習の拠点施設として、その機能が十分発揮されるよう各施設の特性や市民の学習ニーズに対応した総合的な活用を促進し、生涯学習推進体制の充実を図る。

人権教育の推進

1. 一人一人の尊厳を大切にす人権教育の推進

人権教育の指針に基づき、自己実現と一人一人の尊厳と人権が尊重される共生社会の実現に向けた取り組みを推進し、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、基本的人権の尊重や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

2. 人権に関する多様な学習活動の充実

社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、男女共同参画の推進や若者のニートやひきこもり、いじめや虐待などの新たな人権課題の解決に向けた多様な学習機会の充実に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の重要性と役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための活動を推進するとともに、地域や学校、関係機関・団体等と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

2. 地域社会の教育力の向上と青少年の健全育成

地域社会は地域の人々が互いに思いやり、助け合いながらつながりを持つ場であるとともに、新しい時代を切りひらく力のあるたくましい青少年を育成する場である。このことから地域社会における大人の学習力や教育力を高め、課題の解決に向けた様々な体験や交流活動を総合的に推進する。また、次代を担う子どもを育てるために、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ環境づくりの支援に努める。地域の全ての人たちの絆を深め、コミュニティの形成と誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりの活動を学校、家庭と連携しながら推進する。

3. 留守家庭児童会の充実

放課後、仕事等により家庭に保護者がいない児童を対象に、家庭、地域、学校等が連携し、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣や態度を養い、豊かな人間性を身に付けるよう育成する。

文化・スポーツの振興

1. 文化振興計画の推進

文化振興のための事業や施策を体系化し、長期的な視野に立ち総合的かつ計画的に文化の振興を目指す。

2. 文化活動の促進

市民がいきいきとした生活を築き、感性や情緒、豊かな人間性をはぐくむ文化・芸術活動の促進に努める。

3. 文化財の保護と活用

文化財を大切に保護するとともに、市民生活の文化的向上に役立てるよう文化財等の有効な活用を図る。

4. 生涯スポーツの推進

スポーツ推進計画に基づき、市民の誰もが、いつでも、どこでもその年代や体力などライフステージに応じたスポーツ活動を通して、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを感じながら、地域社会の一員として活動できる環境づくりを目指す。